

令和2年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和3年3月15日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和2年度 定期監査報告書（第2期）

期日 令和2年10月16日（金）、11月5日（木）、11月6日（金）および11月13日（金）

範囲 令和元年度（令和元年10月1日から令和2年3月31日まで）、令和2年度（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

10月16日…大森小学校、横手明峰中学校、雄物川小学校

11月5日…生涯学習課

11月6日…スポーツ振興課

11月13日…大雄小学校

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育委員会事務局	スポーツ振興課	<p>1 財産管理事務 重要物品の不用の決定において、決裁権者を誤っている。また、財産経営課及び財政課との合議を行っていない。</p> <p>2 服務事務 年次有給休暇の取得単位を誤っている。</p>	<p>1 指摘後、すぐに対処いたしました。また、決裁権者区分を誤らないように課内でチェック体制を強化しながら、適正な業務執行にあたっていきます。</p> <p>2 今後は年次有給休暇の取得単位を誤らないよう服務規程を遵守し再度、休暇制度の確認を職員全員で共有し誤りのない運用を進めてまいります。</p>
	大森小学校	<p>1 服務事務 年次有給休暇請求票の記載に不備がある。</p>	<p>1 服務事務 指摘事項を改善し、今後適正な服務事務に努めます。</p>
	大雄小学校	<p>1 施設管理 消防計画に定めている消防設備の自主点検を計画通りに実施していない。</p>	<p>1 施設管理 消防計画に定めた点検内容により今後適切に実施してまいります。</p>
	山内小学校	<p>1 施設管理 消防計画に定めている消防設備の自主点検を計画通りに実施していない。</p> <p>2 支出事務 切手はがき受払簿と切手の枚数が合致していない。</p>	<p>1 施設管理 消防計画に定めた点検内容により今後適切に実施してまいります。</p> <p>2 支出事務 指摘事項を改善し、適正に管理を行います。</p>

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育 委員 会 事 務 局	横手明峰中学校	<p>1 施設管理</p> <p>(1) 消防設備等点検時の不良個所を改善していない。</p> <p>(2) 消防計画に定めている消防設備の自主点検を計画通りに実施していない。</p>	<p>1 施設管理</p> <p>(1) 消防設備等点検時の不良個所を精査し、年次計画にて修繕を行っています。</p> <p>(2) 消防計画に定めた点検内容により今後適切に実施してまいります。</p>